

(案)

岩手海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、ひらめの採捕等について、次のとおり制限する。

令和 7 年 月 日

岩手海区漁業調整委員会

会長 亘 理 榮 好

1 制限の期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

2 制限の内容

- (1) 岩手県海面において、全長 30 センチメートル未満のひらめは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究又は教育実習のため採捕する場合は、この限りでない。
- (2) 漁業を営む者、漁業を営む者のために水産動物の採捕に従事する者又はこれらの者以外の者であって水産動物の採捕を行う者（以下「漁業者等」という。）は、(1)の規定に違反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、又は販売してはならない。
- (3) 漁業者等が試験研究機関の標識が付いたひらめ（全長 30 センチメートル未満のものに限る。）を採捕し当該試験研究機関に提供するためこれを所持する場合は、(1)本文及び(2)の規定は適用しない。